

平成 19 年度第 9 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 19 年 11 月 15 日(木) 9:00 ~
場所 道庁別館 10 階北海道労働委員会会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 分野別審議について

(2) 次回（第 10 回）委員会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 道民提案・関連提案の整理一覧表
- 資料 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
- 資料 3 関連提案の検討状況
- 資料 4 項目別資料一覧表
- 資料 5 道州制特区法に基づく新たな提案（骨子）に関する意見
募集結果

第 9 回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	欠 席
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（環境・観光・地方自治）
道民提案・関連提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	関連提案	検討項目
環境	森林	3 7 森林管理の一元化		
		3 8 森林審議会の所掌事務拡充	①森林審議会	第 8 回
		3 9 道計画・市町村計画の統合	②人工林資源	第 8 回
	土地利用	4 9 農地転用許可等の権限移譲	③国土利用	○
		5 0 保安林に関する権限移譲	③国土利用	
	バイオ燃料	1 0 8 バイオ燃料の普及促進		第 8 回
		1 0 9 バイオ軽油の非課税化		
		1 1 0 遊休農地を活用した燃料生産		
		3 0 (同上)		
	廃棄物・リサイクル	1 1 3 一廃処理施設の設置要件緩和	④循環型社会	第 8 回
		1 1 4 処理施設許可要件の条例委任	④循環型社会	
観光	観光客誘致	5 3 国際観光の振興	⑤地域限定通訳案内士	○
		5 4 カジノの整備		
		5 5 民宿・ファームインの活性化		○
		5 6 特定免税店制度		○
		※ 5 7 C I Q 業務の一部移管		
		5 8 ビザ発給要件の緩和		
		※ 6 0 道路標識の統一		
	観光業振興	6 3 外国人人材受入れの促進		
		6 4 自家用車による旅客共同送迎		
		6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲		
	物流・人材移動の活性化	6 9 自由貿易地域指定		
	空港の活性化	※ 7 4 新千歳空港の貨物受け入れ		
		7 5 空港の一括管理		○
	その他	(9 2) (時差の導入)	⑥プラチナウィーク(仮称)	○
地方自治	基礎自治体の強化	1 2 3 政令市等の法定要件緩和	⑦広域中核市	○
		1 2 4 道から市町村への権限移譲		
		1 2 5 2 重、3 重行政の解消		
	役割分担の明確化	1 3 0 負担金制度の廃止		
		1 3 1 (1 2 5 に同じ)		
	自治体財政・会計の改善	※(138) (複式簿記導入)	⑧地方自治法規律密度	○
		※(139) (歳出科目の一部廃止)	⑧地方自治法規律密度	
	市民活動・ボランティア活動の活性化等	※(144) (領域拡大)	⑨町内会事業法人制度	○
		※(183) (一極集中都市化の解消)	⑨町内会事業法人制度 ⑦広域中核市	○(重複)
	その他	※(23) (救急車の出動理由の公表)	⑩緊急自動車	○
		※ 1 7 6 都市再生緊急整備地域の指定		○

注) ○ 「道民提案」欄で、「※」付きは事務局において【特区提案によらなくても対応可能なもの】として整理したものを、「(番号)」は「関連提案」に関連した道民提案を参考に記載。
○ 「関連提案」とは、「道民提案」の趣旨及びアイデアを活用しながら、特区提案の形態・内容として、より実現可能なものとなるよう、庁内等で検討している提案をいう。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

【特区提案として検討すべきもの】

< 環 境 (土地利用) > 大分類：C 土地利用規制 ～ 土地利用一般

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号																					
				重複 除く																											
地方裁量 範囲の拡大	4 9 農地転用許可 等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	- 農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要（§4①：農地転用、§5①：権利移動を伴う農地転用）であり、また知事許可案件のうち2ha超4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要（附則②）。 - 北海道における農地転用許可の実績（平成17年） 道全体 1,554件 840ha （うち農水大臣許可 6件 34ha） （うち農水大臣協議 34件 100ha） - 大臣転用事案の標準処理期間 6週間（道3週間、国3週間）	農地法 §4及び §5に 基づく大臣許可権限を 知事に移譲し、農地法 附則②に基づく大臣協 議を廃止。	【メリット】 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「③国土利用」	農） 農地調 整課	2008C 2010C 2034C 3041C																					
	5 0 保安林に関する 権限移譲	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	<table><tr><th colspan="2">保安林区分</th><th>指定・解除権限（事務区分）</th><th>国の関与</th></tr><tr><td rowspan="3">民有林</td><td>1～3号</td><td>重要流域 農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr><tr><td>3号以外</td><td>重要流域 知事（法定受託事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr><tr><td>4号以下</td><td>知事（自治事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr><tr><td colspan="2">国有林</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">保安施設地区</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr></table> - 国有保安林の指定（森林法 §25①）・解除（§26①）等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている（国の直接執行事務）。 - 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 - 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件（§26-2④）となっている。 - 平成18年2月、林野庁は内閣府に対して次のような見解を出している。 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと	保安林区分		指定・解除権限（事務区分）	国の関与	民有林	1～3号	重要流域 農水大臣(国の直接執行事務)		3号以外	重要流域 知事（法定受託事務）	解除に係る大臣協議・同意	4号以下	知事（自治事務）	解除に係る大臣協議・同意	国有林		農水大臣(国の直接執行事務)		保安施設地区		農水大臣(国の直接執行事務)		- 次の条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲 森林法 §25①（保安林指定）、§26①及び②（保安林解除）、§33-2①（指定施設要件変更）、§41①（保安施設地区指定）、§43①（保安施設地区解除） - 農林水産大臣協議・同意の廃止 §26-2④（保安林解除） - 上記法的措置と同時に措置されることが必要 ① 国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を道に措置する制度の新設 ② 民有保安林の次の委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設 [国の委託事業(10/10)] 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 [国の補助事業(1/2)] 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他	【メリット】 - 民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。 【デメリット】 - 国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国との間で新たな調整事務が発生する。 - 国の一定の関与がなければ国土保全ができるか懸念がある。	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「③国土利用」	水） 治山課
保安林区分		指定・解除権限（事務区分）	国の関与																												
民有林	1～3号	重要流域 農水大臣(国の直接執行事務)																													
	3号以外	重要流域 知事（法定受託事務）	解除に係る大臣協議・同意																												
	4号以下	知事（自治事務）	解除に係る大臣協議・同意																												
国有林		農水大臣(国の直接執行事務)																													
保安施設地区		農水大臣(国の直接執行事務)																													

大分類：D 經濟振興対策 ～ 中分類：観光振興

[illegible]

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘 要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
観光客誘致	5 6 特定免税店制度	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	- 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 - 国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。 - 消費税は、物品及びサービスの消費に広く負担を求めるというもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 - 非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがあり、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	- 新法の制定 北海道振興特別措置法（仮称） - 関税暫定措置法の改正	【メリット】 - 北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となること、また、消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力のひとつとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。 【デメリット】 - 一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。 - 県民所得が最下位であるなど沖縄の特殊性と中位にある本道を同一に論ずることができるか。		経）観光のくにつくり推進局参事	1022D 3077D
空港の活性化	7 5 空港の一括管理	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第2種A空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第2種B空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第3種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠	航空法、空港整備法、特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）の改正	【メリット】 - 空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 - 空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。 【デメリット】 - 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の4空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について、精査する必要がある。） - 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の職員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。		企）新幹線・交通企画局参事建）建設政策課	3075D 3107D

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係部課	個票番号
				重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新施策の導入で 対応可能	そ の 他		
観光客誘致	5 7 C I Q業務の一部移管	C I Q業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1	○				企）新幹線・交通企画局参事	1029D
空港の活性化	7 4 新千歳空港の貨物受け入れ	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1			○		企）新幹線・交通企画局参事	1074D

【特区提案として検討すべきもの】

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：その他

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			3	重複 除く 1						
その他	9 2 時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	(時差) ・ 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 ・ 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 ・ 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経150度は、ウルップ島を通っている。 ----- (金融自由化) ・ 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 ・ 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	(時差) ・ 特例法の制定 ----- (金融自由化) (特段の法令等の支障なし)	【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備に経費がかかる。 ・ 夏はともかく冬季において道民理解が得られるか。	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「⑥ブラチナウィーク（仮称）」	企） 地域主 権局参 事 経） 商工金 融課	3048D* 3049D* 3073D

【特区提案として検討すべきもの】

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地方自治の強化

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
基礎自治 体の強化	1 2 3 政令市等の法 定要件緩和	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令市都市行政の見直し。	2	2	- 地方自治法により、政令で指定する指定都市及び中核市は、それぞれ人口50万人以上の市及び30万人以上の市と規定（§252-19、§252-22）。指定都市については、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。 - 道内の状況は、現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 - 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	地方自治法の改正等	【メリット】 - 事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 - 市民サービスの向上 - 地域特性を活かした施策の展開 - 市全体の活性化 【デメリット】 - 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要がある可能性がある。 - 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「⑦広域中核市」	企）市町村課、地域主権局参事	1009H 1042H

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地方自治の強化

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等						関係 部課	個票 番号
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
自治体財政・会計 の改善	1 3 8 複式簿記導入	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1			○		- 国では、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を推進するため、市町村を含めた全自治体に対し、企業会計の考えを取り入れた新たな財務諸表の整備を求めている（18.8.31総務事務次官通知）。 - 現在、道においては、新たな財務諸表の作成方法を検討しており、後日通知される国からの作成指針等も参考にしながら、より一層わかりやすい財務情報の提供に努めていく。 ★本提案内容に関連して関連提案を検討中：「⑧地方自治法規律密度」	総） 財政課 出） 総務課	3040H	
	1 3 9 歳出科目の一部廃止	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1		○			- 議決対象である「款項」に対して、長限りで執行できる「目節」は執行科目と呼ばれているが、予算執行に当たっての最小限度の単位である「節」については、全国的な統一性が要求されるため、28節が定められている。 - 国においても、予算の添付書類に計上され国会審議の参考となる「行政科目」として、目及び目の細分が定められており、「庁費」の守備範囲（消耗品、通信運搬費、借損料など）が広いものの、25目により公金の執行がなされている。 ★本提案内容に関連して関連提案を検討中：「⑧地方自治法規律密度」	総） 財政課 出） 総務課	3059H	
市民活動・ボランティア活動の活性化	1 4 4 領域拡大	市民活動等の対象となりうる行政事務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1			○		専ら地方自治体の情報公開や住民参加の手法に係る議論。 ★本提案内容に関連して関連提案を検討中：「⑨町内会事業法人制度」	企） 地域主 権局参 事	3084H	

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地域活性化

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等						関係 部課	個票 番号
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
その他	1 8 3 一極集中都市 化の解消	各自治体間をネットワーク 化し、市民がゆとりある生 活・活動ができる社会シ ステムを構築する。	1	1			○		・ 専ら本道のあるべき社会システム構築に係る政策議論。 ★本提案内容に関連して関連提案を検討中：「⑦広域中核市」・「⑨町内会事業法人制度」	企） 地域主 権局参 事	3094H	

< 地方自治 >

大分類：A 地域医療対策 ～ 中分類：その他

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等					関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
その他	23 救急車の出動 理由の公表	救急車の不正利用を減らす ため、救急車の出動理由の 公表を制度化し、世論に問 う。	1	1			○		・ 不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急手当の基礎知識等の普及。	総) 防災消 防課	1045A
★本提案内容に関連して関連提案を検討中：「⑩緊急自動車」											

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地域活性化

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等					関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
その他	176 都市再生緊急 整備地域の指 定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1				○	・ H16三位一体改革における補助金改革の一環として、地方団体の裁量を拡大する方向で「まちづくり交付金」として整理された経過がある。	企) 計画室 参事	3043H



【特区提案として検討すべきもの】

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 の 専掌事項						
その他	176 都市再生緊急 整備地域の指 定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の 指定権限の移譲を受ける。	1	1	- 与党3党の「緊急経済対策」(H13.3.9)をきっかけに、21世紀型プロジェクトを積極的に推進するため、政府の「緊急経済対策」(H13.4.6)において、都市再生本部を内閣に設置し、直属の事務局が置かれた。 - H14.6月施行された都市再生特別措置法に基づき「都市再生基本方針」(H14.7月)が閣議決定された。	・			企) 計画室 参事 建) 都市計 画課	3043H
					①都市再生緊急整備地域 - 都市再生緊急整備地域の指定については、法§2③に基づき、政令により国（内閣府：都市再生本部）が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 - 申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の用途は、本部会議の2ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第2次指定で、札幌市の2地域が指定を受けた以後、指定に向けた申し出を行った地域はない。	①都市再生緊急整備地域 - 法§4に規定する都市再生本部による政令の立案権限を知事に移譲する。 - 法§20等で定める民間都市再生事業計画の国土交通大臣による認定権限を知事に移譲する。	①都市再生緊急整備地域 【メリット】 - 近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではないため、メリット・デメリットの判断が難しい。 【デメリット】 - 我が国の経済の牽引役となる大都市圏が国際的に見て地盤沈下しているが、これを豊かで快適な、かつ経済活力に満ちあふれた都市に再生するためには、国家プロジェクトとして官民、国・地方一体となった取組みが必要。			
					②都市再生整備地域 - 法§46に基づき市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき地域において、都市再生基本方針に基づき都市再生整備計画を作成した場合、法§47②に基づき、国は国土交通省令で定めるところにより交付金を交付することができる。 - H16予算において、市町村が実施する中心市街地等の「まちづくり事業」に対する従前の統合補助金を、市町村の自主性・裁量性を尊重する観点から見直し、「まちづくり交付金」(161,330億円→192,430億円)が創設	②都市再生整備地域 まちづくり交付金の枠配分と配分権限の移譲	②都市再生整備地域 【メリット】 - 道内においては、これまでも市町村の事業要望に対し100%交付金の要望額が措置され、配分されている状況にあり、市町村にとって現状において不都合はなく、今以上のメリットをアピールしていくことは難しいと考えている。 【デメリット】 - 全国予算は変更されないが、仮に北海道だけ一括配分を受けて自由に執行することとなると、都道府県間の利害関係に影響を与えるため、国民の理解が得られるかどうか難しいと考える。			

道民提案の実現手法等に関する整理票
（関係部分抜粋）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 農政部

個票番号：2008B

提 案 の 概 要		- 農地法第4条及び同法第5条に規定する ① 2 ha超 4 ha以下の農地転用に係る農林水産大臣協議 ② 4 ha超の農地転用に係る農林水産大臣許可権限を道州知事の許可権限とする特例措置						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現状 北海道における農地転用許可の実績 (H17) 道全体 1,554件 840ha (うち農林水産大臣許可 6件 34ha) (うち農林水産大臣協議 34件 100ha)						
	関係法令等	農地法第4条第1項（農地の転用）、第5条第1項（権利移動を伴う農地転用）、附則第2項（2 ha超 4 ha以下の農林水産大臣協議）						
	関係制度の概 要	農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4 ha以下は知事の許可、4 haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2 ha以上4 ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。						
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。	財政措置		その他の措置	
法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。						
	考えられるデメリット							
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-205）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 2010C

提 案 の 概 要		4 ha超の農地転用許可権限を知事に権限移譲する。 - それに伴い、道から市町村への権限移譲もさらに拡大する。 - 国から道、道から市町村への事務権限移譲を行う際は、受け入れ体制を整えるのに十分な財源をセットにして移譲する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現状 北海道における農地転用許可の実績（H17） 道全体 1,554件 840ha （うち農林水産大臣許可 6件 34ha） （うち農林水産大臣協議 34件 100ha）	
	関係法令等	農地法第4条第1項（農地の転用）、第5条第1項（権利移動を伴う農地転用）、附則第2項（2 ha超 4 ha以下の農林水産大臣協議）	
	関係制度の概 要	- 農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4 ha以下は知事の許可、4 haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2 ha以上 4 ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。 2 ha以下の農地転用許可事務は、希望する市町村長に対しては権限移譲を実施している。	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。 地方自治法第252条の17の2に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理。
		財政措置	地方財政法第28条第1項に基づき、予算の範囲内で移譲事務に係る経費を交付。
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-205）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 農政部

個票番号：2034C

提 案 の 概 要		農地転用に対する農林水産大臣の許可権限等を道に移譲する。 4 haを超える農地転用 大臣許可→知事許可 2 ha～4 haの農地転用 大臣協議→廃止						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現状 北海道における農地転用許可の実績（H17） 道全体 1,554件 840ha （うち農林水産大臣許可 6件 34ha） （うち農林水産大臣協議 34件 100ha） 大臣転用事案の標準処理期間 6週間（道3週間、国3週間）						
	関係法令等	農地法第4条第1項（農地の転用）、第5条第1項（権利移動を伴う農地転用）、附則第2項（2 ha超4 ha以下の農林水産大臣協議）						
	関係制度の概 要	農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4 ha以下は知事の許可、4 haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2 ha以上4 ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。						
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。	財政措置		その他の措置	
法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。						
	考えられる デメリット							
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-205）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 農政部

個票番号：3041C

提 案 の 概 要		農地取得の下限面積の引き下げ、農地転用・権利移動を農業委員会許可とする。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- これまで構造改革特区において緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年9月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10aまで下限面積を緩和することができることとなった。 2ha以下の農地転用許可事務については、地方自治法の規定により、希望する市町村への権限移譲及び市町村長の判断による農業委員会へ事務委任が可能となっている。						
	関係法令等	農地法第3条、第4条、第5条						
	関係制度の概 要	農地の権利の移動・設定については、権利を受ける者又はその世帯員が、その権利の取得後において、北海道では2haに達しなければ許可とならない。						
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	
法的措置								
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	- 下限面積の引き下げにより、定年帰農など新規参入者の実情にあった農業経営を営むことができるようになる。 - 農地関係事務処理の迅速化が図られる。						
	考えられる デメリット	既存の農業に配慮した土地利用が図られない場合、農地の利用集積や農業上の効率的な土地利用に支障を来すことが懸念される。						
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202、205）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 水産林務部

個票番号：2009C

提 案 の 概 要		・ 「国有林の保安林」及び「民有林の重要流域内」の権限を北海道知事に委任				
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	保安林区区分		指定・解除権限(事務区分)	国 の 関 与	
		民 有 林	1～3号	重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)	解除に係る大臣協議・同意
			3号	重要流域以外	知事(法定受託事務)	
			4号以下	知事(自治事務)		
		国有林		農水大臣(国の直接執行事務)	解除に係る大臣協議・同意	
		保安施設地区		農水大臣(国の直接執行事務)		
関 係 法 令 等	関 係 制 度 の 概 要	・ 国有保安林の指定・解除等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている。 ・ 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 ・ 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。 ・ 林野庁見解（H18.2 内閣府への回答） 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと				
		森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項				
		・ 民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要 国の委託事業（10/10） 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 国の補助事業（1/2） 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他				
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲			
		財政措置	上記法的措置と同時に措置されることが必要 国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を道に措置する制度の新設 民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設			
		その他の措置				
メ リ ッ ト 等 考 慮	考えられる メリット	・ 民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。				
	考えられる デメリット	・ 国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国の間で新たな調整事務が発生する。				
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ（内線：28-663）				

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 水産林務部

個票番号: 4008C

提 案 の 概 要		・ 保安林関係事務の地方への移譲																											
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">保安林区区分</th> <th>指定・解除権限(事務区分)</th> <th>国 の 関 与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">民 有 林</td> <td>1～3号</td> <td>重要流域</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td rowspan="3">解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重要流域以外</td> <td>知事(法定受託事務)</td> </tr> <tr> <td>4号以下</td> <td>知事(自治事務)</td> <td>解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">国有林</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">保安施設地区</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> - 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 - 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。 - 林野庁見解 (H18. 2 内閣府への回答) 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと		保安林区区分			指定・解除権限(事務区分)	国 の 関 与	民 有 林	1～3号	重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)	解除に係る大臣協議・同意		重要流域以外	知事(法定受託事務)	4号以下	知事(自治事務)	解除に係る大臣協議・同意		国有林		農水大臣(国の直接執行事務)			保安施設地区		農水大臣(国の直接執行事務)	
	保安林区区分			指定・解除権限(事務区分)	国 の 関 与																								
	民 有 林	1～3号	重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)	解除に係る大臣協議・同意																								
			重要流域以外	知事(法定受託事務)																									
4号以下		知事(自治事務)	解除に係る大臣協議・同意																										
	国有林		農水大臣(国の直接執行事務)																										
	保安施設地区		農水大臣(国の直接執行事務)																										
関係法令等	森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項																												
関係制度の概要	- 民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要 - 国の委託事業 (10/10) 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 - 国の補助事業 (1/2) 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他																												
提 案 を 実現するために 考えられる手法	法的措置	上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲																											
	財政措置	上記法的措置と同時に措置されることが必要 民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設																											
	その他の措置																												
メ リ ッ ト 等 備 考	考えられる メリット	・ 民有保安林について、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。																											
	考えられる デメリット																												
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ (内線: 28-663)																											

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 水産林務部

個票番号：4018C

提 案 の 概 要		民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲し、事務区分を自治事務とすることや国への協議についても見直しを行う。																							
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 保安林の指定解除等の権限は次のとおりとなっており、国が行う事務の一部も道が国から委託を受けて実施している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安林の区分</th> <th colspan="2">処分の権限（事務区分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">民有林</td> <td>1～3号保安林</td> <td>重要流域</td> <td>農水大臣（国の直接執行）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重要流域以外</td> <td>知事（法定受託事務）</td> </tr> <tr> <td>4号以下保安林</td> <td></td> <td>知事（自治事務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国有林</td> <td colspan="2">農水大臣（国の直接執行）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保安施設地区</td> <td colspan="2">農水大臣（国の直接執行）</td> </tr> </tbody> </table> - 民有林に係る保安林の指定・解除は、大臣、知事の各権限、事務区分毎に行われているため、当該事務の一元化による行政の効率化を図る必要がある。		保安林の区分		処分の権限（事務区分）		民有林	1～3号保安林	重要流域	農水大臣（国の直接執行）		重要流域以外	知事（法定受託事務）	4号以下保安林		知事（自治事務）	国有林		農水大臣（国の直接執行）		保安施設地区		農水大臣（国の直接執行）	
		保安林の区分		処分の権限（事務区分）																					
		民有林	1～3号保安林	重要流域	農水大臣（国の直接執行）																				
				重要流域以外	知事（法定受託事務）																				
			4号以下保安林		知事（自治事務）																				
国有林		農水大臣（国の直接執行）																							
保安施設地区		農水大臣（国の直接執行）																							
関係法令等	森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項																								
関係制度の概要																									
提 案 を 実現するために 考えられる手法	法的措置	民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲																							
	財政措置																								
	その他の措置																								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- 民有林に係る保安林の指定、解除等に係る申請者の負担を軽減し、迅速な審査応答が可能となる。 - 道の意志に基づいて計画的かつ効率的な事務処理が可能となる。																							
	考えられるデメリット																								
備 考																									
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ （内線：28-663）																							

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3038D ①

提 案 の 概 要		・ 国際観光振興業務特別区の指定
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、租税特別措置法の規定により、所得税、法人税について特別償却30%または税額控除7%の措置が19年度から講じられている。
	関係法令等	租税特別措置法 ほか
	関係制度の 概 要	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置
		財政措置
		その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ 国税、地方税の優遇措置を受けることで、企業が国際観光の振興に資する施設・設備の整備などに取り組みやすくなり、本道の外国人観光客の受入体制の整備等が促進される。
	考えられる デメリット	・ 国税、地方税の優遇措置により、国と地方の税収が減少する。
備 考		
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 誘客促進グループ (内線：26-575)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3038D ②

提 案 の 概 要		国際観光振興業務特別地区の指定し、施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対し、国税、地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は減収補填措置を講ずる。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。	
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	施設や設備の整備などを行う企業等の税負担が軽減される。	
	考えられる デメリット	地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3060D

提 案 の 概 要		・ 民宿やファームインで、宿泊客や観光客に対し、自家製の果実酒を廉価で提供できるよう製造、販売を自由化する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされ（第43条）、製造免許が必要（第7条第1項）となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない（第7条第2項で果実酒は年間6kl以上）。	
	関係法令等	酒税法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	酒税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 観光の振興が図られる。	
	考えられる デメリット	・ 改正内容（小規模でも免許可など）によっては、製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・ 衛生面での不安。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3062D

提 案 の 概 要		生産農家の民宿やファームインで、乳処理業の許可を受けていなくても宿泊客や観光客にしばらくたての牛乳を提供できるよう、処理条件（63度で30分間加熱殺菌など）を緩和すること。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	1 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令を定め、特に厳しい基準が定められている。 ①栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ②日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 2 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ①生 乳：比重・酸度・細菌数 ②製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③殺菌基準：63℃30分 ④保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂乳固形分 など	
	関係法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	
	関係制度の概 要	公衆衛生の見地から、製造等の基準又は成分規格が定められた食品等は、その規格基準に合わないものを製造等を行うことができない。	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（5）、同（二）の（1）の2の廃止等
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット	衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。	
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 食品衛生課 食品安全グループ （内線：25-517）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1022D

提 案 の 概 要		指定を受けた地域で購入した指定商品については、一定の税金を免除	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 消費税は、物品およびサービスの消費に広く負担を求めるというもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 - 非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがある。 - その中には、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	
	関係法令等	消費税法	
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	消費税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	北海道内で消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力の一つとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。	
	考えられる デメリット	一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 観光戦略グループ (内線：26-568)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3077D

提 案 の 概 要		国際ターミナルの整備が始まる新千歳空港において、沖縄で既に行われている特定免税店制度の導入を行い、北海道が指定した場所、販売施設で関税を免除した額で輸入品が購入できるようにすることにより、観光客の消費単価が向上し北海道観光に大きく寄与する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現在、国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。	
	関係法令等	関税暫定措置法 沖縄振興特別措置法	
	関係制度の概要	沖縄型特定免税店制度（外国貨物を購入し県外に持ち出す際に関税を免除）	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	北海道振興特別措置法（仮称）の制定 関税暫定措置法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となることは、北海道観光の魅力のひとつになり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。	
	考えられるデメリット	一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光戦略グループ （内線：26-568）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3075D

提 案 の 概 要		新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港（北海道内の第2種A空港）を国の管理から北海道管理・運営とし、道州が離発着料を独自に設定し、海外のエアラインの誘致や道内空港の活性化に活用する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港は航空法上第2種(A)空港に区分され、国が設置・管理している。	
	関 係 法 令 等	航空法 空港整備法 空港整備特別会計法	
	関 係 制 度 の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	道内の空港を一体的に管理・運営することで、経済の活性化や観光の振興などの方策を北海道自らの判断で戦略的に展開できるといった点で意義があると考えられる。	
	考えられる デメリット	- 多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受け入れなど人件費の扱いを検討する必要がある。 - また、空港整備に係る道の負担が増える可能性がある。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国内航空グループ (内線：23-774)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3107D

提 案 の 概 要		国の管理空港を道に移管し、道の管理空港として一体運営することで、不採算空港、離島空港を含め経営の健全化をもたらし、新千歳空港の多大な収益を活かして、海外から高いと言われている着陸料や路線確保など北海道の自立を担う航空戦略の、道としての政策判断が可能になる。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 第二種 A 空港：新千歳、稚内、函館、釧路（国設置及び管理） 〃 B 空港：旭川、帯広（国設置市管理） - 第三種空港：女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻（道設置道管理） - その他飛行場：丘珠（防衛省との共用飛行場）	
	関係法令等	空港整備法第 4 条、第 5 条 空港整備法施行令第 1 条 特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）（社会資本整備事業特別会計）	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	- 空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 - 空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。	
	考えられる デメリット	- 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の 4 空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について精査する必要がある。） - 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国内航空グループ （内線：23-774）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1029D

提 案 の 概 要		・ C I Q、特に入国審査の最新システムの導入により、少人数による迅速な手続の実現 ・ C I Q業務の一部を道に移管する措置 ・ 訓練を受けた空港民間スタッフの有効活用による柔軟な要員配置						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 道内地方空港における国際チャーター便のC I Q業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に出向(出張)き対応している。 ・ 法務省入国管理局においては、これまでも応援派遣体制の充実に努めているほか、台湾、韓国におけるプレクリアランス(出国地における事前審査)の実施や、更なる対応として、バイオメトリクス(顔画像、指紋等の生体情報)を活用した新たな出入国審査体制の導入を目指しており、これが実現することにより、利用者の利便性の向上が期待される。 ・ C I Q業務の移管などについては、法令(出入国管理及び難民認定法等)の改正が必要である。 ・ なお、入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として札幌入国管理局に職員を派遣している。						
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第7条 関税法第7条など 検疫法第11条など						
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>C I Q機関職員の増員</td> </tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	C I Q機関職員の増員
法的措置								
財政措置								
その他の措置	C I Q機関職員の増員							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 手続きの迅速化に伴うサービス向上など						
	考えられる デメリット	・ C I Q業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安						
備 考								
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国際航空グループ (内線：23-811)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1074D

提 案 の 概 要		千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	新千歳空港では、平成6年の24時間運用に係る関係地域住民などとの合意等により、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸について、原則、一日6回まで可能となっており、現在、貨物便4枠、旅客便2枠として使用されているところ。	
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	深夜・早朝時間帯の航空需要の動向を見極めるとともに、新千歳空港の設置、管理者である国や経済団体など関係者の意見も聞きながら、地元市や関係地域住民の理解と協力を得ることに努めるなどして、24時間運用の発着枠の取り扱いについて検討が必要
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	北海道経済の活性化など	
	考えられる デメリット	関係地域住民の理解が得るためには、莫大な防音対策工事費や地域振興対策費が必要となること	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 新千歳空港周辺環境グループ (内線：23-817)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3048D 【再掲】

提 案 の 概 要		・ 北海道の位置を利用し、サマータイムではなく時差を設ける。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令第167号）で定められている。 - 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 - 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。	
	関係法令等	標準時二関スル件	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	特例法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3049D 【再掲】

提 案 の 概 要		「時差」の導入と併せて金融の完全自由化を行うことにより、金融関連の会社が世界中から集まれば、税収アップにつながる。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 商工金融課 金融支援グループ （内線：26-363）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3073D

提 案 の 概 要		・ 時差を設けることで自立効果を上げ観光意識も高める。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令第167号）で定められている。 - 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 - 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。	
	関係法令等	標準時二関スル件	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	特例法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1009H

提 案 の 概 要		・ 政令都市の法定要件50万を40万に緩和するよう求める。 ・ 中核市の法定要件30万を20万に緩和するよう求める。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 現行制度 指定都市：人口50万以上の市を政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。) ・ 中核市人口30万人以上の市を政令で指定 ・ 道内の状況 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。
	関係法令等	地方自治法第252条の19～第252条の26の2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 地方自治法施行令第174条の26～第174条の49の19
	関係制度の概要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		法的措置 地方自治法の改正等 財政措置 その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される 市民サービスの向上 地域特性を生かした施策の展開 市全体の活性化
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える
備 考		・ 国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和のための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 ・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。
担 当 部 課 名		企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1042H

提 案 の 概 要		・ 政令地方都市の人口基準の緩和 ・ 区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 指定都市に係る現行制度 人口50万以上の市を政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。) ・ 指定都市は、条例で区域を分けて区を設けなければならない。 ・ 道内の状況 (仮に法定の50万以上を40万人以上に緩和したとしても) 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。						
	関係法令等	・ 地方自治法第252条の19～第252条の26の2 ・ 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 ・ 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 ・ 地方自治法施行令第174条の26～第174条の49						
	関係制度の概要							
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>地方自治法の改正等</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	地方自治法の改正等	財政措置		その他の措置	
法的措置	地方自治法の改正等							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 指定要件の緩和等による新たな指定により、事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される 市民サービスの向上 地域特性を生かした施策の展開 市全体の活性化						
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要がある可能性がある ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える						
備 考		・ 国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和や区政にとらわれない指定都市行政の見直しのための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 ・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。						
担 当 部 課 名		企画振興部 市町村課 行政グループ (内線：23-515)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部・出納局

個票番号：3040H

提 案 の 概 要		・ 地方自治体会計に複式簿記による企業会計の導入。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 平成18年8月31日付け総務事務次官通知において、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を推進するため、市町村を含めた全自治体に対し、企業会計の考えを取り入れた新たな財務諸表の整備を求めている。都道府県に対しては、3年以内の導入を求めている。	
	関係法令等	地方自治法第233条第1項 地方自治法施行令166条第2項	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	地方自治法の改正(複式簿記による経理のみとする場合)
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ スtock情報及びコスト情報の集計が正確に行われることが期待 ・ 事業評価においてStock及びコスト両方の財務情報を利用した分析が可能 ・ Stock及びフロー両面からの総合的な財務指標の分析が可能 ・ 住民への説明責任の向上及び効果的な外部監査の実施	
	考えられる デメリット	・ 公的部門では、費用と収益の対応関係が必ずしも存在しないことから、発生主義の公的部門への導入には、その特徴に合わせた理解が必要 ・ 行政は売却を前提としていない、換金性・市場性が著しく低い資産を多数有していることなどから、資産の評価作業や管理が極めて困難	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 財政課 財務調整グループ (内線：22-229) 出納局 総務課 総括グループ (内線：32-221)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 出納局

個票番号：3059H ①

提 案 の 概 要		地方自治体の会計処理において、支出経費は款、項、目、節という歳出科目区分に従って事細かに規定されており、弾力性に欠け、事業の遂行が柔軟にできないという弊害があるため、国と同様、「節」による経理をなくすとともに、様々な経費を一体のものとして使えるよう「庁費」という考え方を導入する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	予算措置上、予算流用の弾力化を図り、予算業務の簡素化が行われている、また、国の庁費に該当するものとして、標準経費（運営費）が予算措置され、各部の裁量でその配分が行われている。	
	関係法令等	地方自治法第216条 地方自治法施行令第150条 地方自治法施行規則第15条	
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		出納局 総務課 財務制度グループ （内線：32-226）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3059H ②

提 案 の 概 要		地方自治体の会計処理において、支出経費は款、項、目、節という歳出科目区分に従って事細かに規定されており、弾力性に欠け、事業の遂行が柔軟にできないという弊害があるため、国と同様、「節」による経理をなくすとともに、様々な経費を一体のものとして使えるよう「庁費」という考え方を導入する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 平成16年3月31日付けの「予算流用の弾力化について（通達）」により、歳入歳出予算事項別明細書の説明欄に記載されている各事業内における節間流用については、各部等の権限において流用できるものとして、予算流用の弾力化を図り、予算業務の簡素化に向けた取組を行っている。 - 国の庁費に該当するものとして、組織で事業を進める上で必要となる基礎的な事務的経費としての標準経費（運営費）を予算上措置しており、さらに標準経費（運営費）の節の配分については、基本的には任意とし、各部の裁量での計上としている。
	関係法令等	地方自治法施行令第150条第1項第3号 地方自治法施行規則第15条第2項
	関係制度の 概 要	地方公共団体は、予算の執行に関する手続として、歳入歳出予算を節の区分に従って執行するよう定めなければならない。
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置 地方自治法の節に関する規定の適用除外
		財政措置
		その他の措置 現在の予算の編成区分（一般施策事業、義務的経費、庁舎等維持費など）の見直し
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト	考えられる メ リ ッ ト	これまでの標準経費等の事務費や維持費などが庁費に一本化され、より以上に弾力的な予算執行が行われることが期待される。
	考えられる デメリット	- 現行の款・項・目・節の区分の基準のまま、節のみを撤廃すると、各項目の予算の目的は明らかではあるが、予算の具体的な使途内容が分からなくなる。 - 事務費と維持費などが庁費として一本化されるため、例えば庁舎等の維持にどれ程の経費がかかっているのかなど、区分が不明確となる。
備 考		
担 当 部 課 名		総務部 財政課 財務調整グループ （内線：22-212）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3084H

提 案 の 概 要		・ 市民活動等の対象となりうる行政事務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 北海道が考える道州制の基本は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにすること。 ・ このため、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取組の主体をできる限り個人や地域住民自体に近づけていくことが重要。	
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット		
備 考		専ら地方自治体の政策に係る議論	
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3094H

提 案 の 概 要		・ 各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)		
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：1045A

提 案 の 概 要		救急車の不正利用を減らすために、救急車の出動理由の公表を制度化して、世論に問う政策を展開	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	救急自動車の出動件数は、高齢化、1人世帯の増加などから年々増えている状況にあるが、その中の極一部に不適正な利用があることも増加の要因の1つとなっている。	
	関係法令等		
	関係制度の 概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急手当の基礎知識等の普及を図る。
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット	救急出動の件数は多く、それを公表する事務量は、膨大なものとなる。	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 防災消防課 消防グループ （内線：22-558）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3043H

提 案 の 概 要		地域の再生を促進する国等の施策の導入を図るため、都市再生緊急整備地域の指定を道州の権限に移譲する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 都市再生緊急整備地域の指定については、都市再生特別措置法に基づき、政令により国（内閣府：都市再生本部）が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 - 申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の目途は、本部会議の2ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第2次指定で、札幌市の2地域が指定を受けた以後、指定に向けた申出を行った地域はない。
	関係法令等	- 都市再生特別措置法第2条において都市再生緊急整備地域は政令で定めるとされ、第4条及び第4条第3項において都市再生本部が地域を指定する政令を立案する旨を規定し、「都市再生緊急整備地域を定める政令」において地域を指定している。 - また、第20条により、都市再生緊急整備地域内において政令で定める面積以上の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、国土交通大臣に民間都市再生事業計画を申請することができるとされ、第29条等により民間都市開発機構が、国土交通大臣から第20条の規定による計画の認定を受けた事業者（以下認定事業者）に対し、無利子貸付、認定事業者の発行する社債の取得を行うことができるとされている。
	関係制度の概要	- 都市再生緊急整備地域の指定による効果は次のとおり ① 都市計画の特例 既存都市計画の適用除外地域の設定、民間事業者からの都市計画提案制度、提案から6ヶ月以内に都市計画の判断、再開発事業等に係る認可等期間の明示 ② 金融支援 国土交通大臣による認定事業者に対して、民間都市開発機構による無利子融資、社債の取得や債務保証といった金融支援 ③ 税制上の特例支援 認定事業者に対する不動産取得税、登録免許税、固定資産税等の軽減、割増償却等

(3043H)

提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	法第4条に規定する都市再生本部による政令の立案権限 を知事に移譲する。 第20条等で定める民間都市再生事業計画の国土交通大臣 による認定権限を知事に移譲する。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではない。	
	考えられる デメリット	近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではない。	
備 考		指定による効果のうち、都市計画の特例については、民間からの都市提案制度など現行の都市計画法上の制度で対応可能なものがある。また、民間都市機構による金融支援等を促進するとすれば、第20条等による国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定権限についても移譲の検討が必要。	
担 当 部 課 名		企画振興部 計画室参事 社会資本グループ (内線：23-732)	

関連提案の検討状況

- ③ 国土利用規制権限等の一括移譲
- ⑤ 地域限定通訳案内士の試験基準等の緩和
- ⑥ プラチナウィーク
- ⑦ 広域中核市制度の創設
- ⑨ 町内会事業法人制度の創設

(第8回提案検討委員会提出提案)

- ① 森林審議会の所掌事務の拡充
- ② 人工林資源の的確な管理体制の構築
- ④ 北海道らしい循環型社会の形成

③ 国土利用の規制権限等の一括移譲

【全国知事会等の意見】

- 全国知事会などにおいては、国土の利用に関し、農地等に関する権限移譲や都道府県に属する権限への国の関与の廃止を求めるべきと議論されている。
- また、権限移譲等についての意見が市町村からも多く寄せられている。

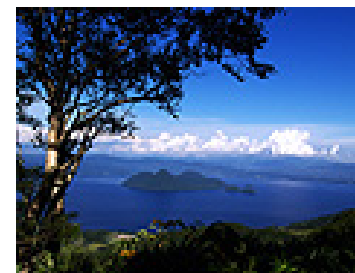


【検討状況】

- 土地利用に関しては、国は基本的枠組みを法律で定めるに止め、相互に関連する権限の北海道への一括移譲や国の関与の縮小を図るべきとの立場で検討を進める。
- 国土利用の規制権限は、基本的に都道府県の権限とされているが、その決定に当たって法令で規定されている関係大臣との協議や同意などの国の関与について、廃止すべきとの立場で検討を進める。

【相互に関連する法律】

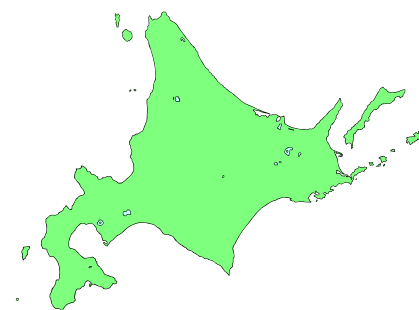
- 国土利用計画法
- 都市計画法
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 農地法
- 森林法
- 自然公園法
- 自然環境保全法



⑤ 地域限定通訳案内士制度の試験基準等の緩和

【検討状況】

- 国におけるVisit Japanキャンペーンや、北海道独自の取り組みなどにより、来道する外国人観光客数が激増している。
- さらに来年の北海道洞爺湖サミット開催や、国際的なスポーツイベントの開催など、外国人来道者は今後とも増加する見込みである。
- このことから、外客誘致法に基づく地域限定通訳案内士制度について、試験に関する基準やガイドラインを緩和し、外国人が来道しやすい環境づくりを行う。



【提案に向けたイメージ】

国の権限

○地域限定通訳案内士の試験基準・ガイドライン

・筆記試験の方法

(外国語、地理、歴史、産業、経済、政治及び文化)

・口述試験の方法

(通訳案内の実務(外国語・人物考査))

・外国語の試験内容

(全国版「通訳案内試験」と同じ)

・合格基準 (点数)

特区により
権限移譲



○オリジナリティが発揮できる試験基準の設定により、より一層地域の事情に精通した通訳ガイドが育成でき、外国人の満足度を高めることができる。

⑥ プラチナウィークの設定－北海道・秋のゴールデンウィーク

【発想のポイント】

既存の祝日をずらすことにより、秋のゴールデンウィーク（プラチナウィーク）を設定し、道民の余暇の充実と道内観光の振興、地域イベントの活性化を図る。

【具体的な提案内容】

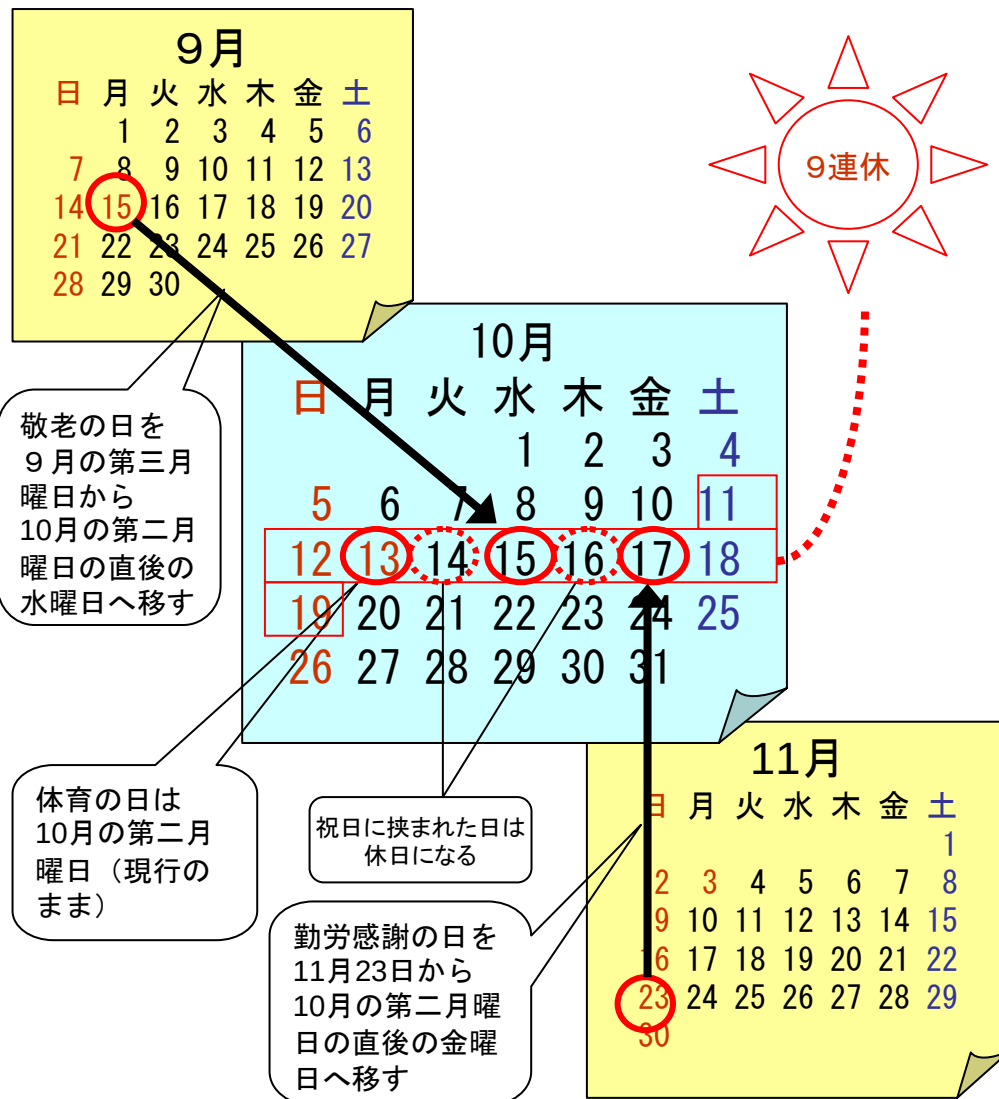
国民の祝日に関する法律（祝日法）第2条を改正し、北海道については、条例で別の日を定めることができるとする条項を加える。

これを受けて、道の条例により右図のとおり祝日を設定する。

【期待される効果】

時（とき）に着目して北海道と本州の違いを意識的に作り出すことにより、経済や生活に新たなイノベーションを起こす。

条例で祝日を独自に移す



※祝日法を制定する過程では、勤労感謝の日を10月17日とする案もあった。

⑦ 広域中核市制度の創設

新規制度を創設し、
細目は条例に委ねる

【解決したい問題】

- 札幌への一極集中を是正するため、核となる都市を道内で育成することが必要。
- 道州制を展望すると、道から大幅な権限の移譲を受けることができる基礎自治体としての体制整備が必要。
- 今後の人口減少・高齢化を考えると、保健・医療・福祉について十分な権限を持ち、効果的に政策を展開できる基礎自治体であることが必要。



【発想のポイント】

- 地方自治法の政令市、中核市、特例市の制度は、人口集積により行財政能力が向上し、また、行政ニーズが多様化、高度化していることに着目したもの。
- 人口に着目するのではなく、政策圏域に着目した制度を新たに構想することが有用。
- このため、地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市に、政令市と同等の権限を移譲。

【具体的な提案内容】

- 地方自治法に新たな条項(第252条の21の2以下)を設け、広域中核市を規定。
- 広域中核市には、政令市の規定(第252条の19)を準用し、権限を法定移譲し、財源は交付税措置。
- 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の3第2項に規定する区域(第二次保健医療福祉圏)と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。
- 広域中核市には、当該市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例で定める。

【期待される効果】

- 広域中核市は、広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開。(一例として二次医療圏内の病院の再編など)
- 支庁機能(市町村補完機能)は広域中核市に移行。
- 札幌一極集中構造が是正に向かう。

⑨ 町内会事業法人制度の創設

新規制度を創設し、
細目は条例に委ねる

【解決したい問題】

- 人口減少と高齢化が進む地域のコミュニティを再生していくため、住民自らがコミュニティビジネスに取り組むことが期待される。

(例)

- ・ 公共交通機関がない地域における乗り合いタクシー事業
- ・ 一人暮らしの高齢者向けの食堂、弁当配達事業
- ・ 高齢者が地域の一次産品を活用して作る観光土産品製造・販売事業 など



【発想のポイント】

- 地域のコミュニティ組織としては町内会(町会、自治会等を含む)が様々な機能を果たしており、コミュニティビジネスの運営母体としても町内会が力を発揮できるようにすることが有益。
- 事業を効果的、安定的に展開するには、事業主体として各種の許認可を受け、不動産を取得し、雇用主となるための法人格を町内会が取得できるようにすることが有益。

【具体的な提案内容】

- 地方自治法に新たな条項(260条の3)を設け、北海道では、町内会がコミュニティビジネスの事業主体となるために法人格を取得できることとし、基準の細目は北海道の条例で定めることとする。

(なお、地方自治法第260条の2により、町内会は、市町村長の認可を受けて法人格を取得できるが、この条項は、集会所などの不動産を保有することを想定したもの)



【期待される効果】

- 住民が支え合う活動が活発になり、コミュニティが再生される。